

国 都 計 第 79 号
平成 25 年 12 月 25 日

各都道府県、各政令指定都市
都市計画担当部局長 あて

国土交通省都市局都市計画課長

低炭素まちづくり実践ハンドブックの策定及び

低炭素都市づくりガイドラインの廃止について（通知）

低炭素・循環型社会の構築を図り、持続可能で活力ある国土づくりを推進する観点から、多くの二酸化炭素が排出されている都市の低炭素化を促進することが求められております。

この観点から、国土交通省においては、低炭素都市づくりの推進に向けた地方公共団体の取り組みを支援することを目的に、「低炭素都市づくりガイドライン」（平成 22 年 8 月 30 日付け国都計第 30 号国土交通省都市・地域整備局長通知。以下「ガイドライン」という。）を策定しました。

さらに昨年度、同ガイドラインの趣旨を受け継ぎ、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）が施行され、「都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針」（平成 24 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 118 号）及び「低炭素まちづくり計画作成マニュアル」（平成 24 年 12 月 4 日付け国都計第 105 号・環政計発第 121204301 号・20121203 資庁第 1 号国土交通省都市局長・環境省総合環境政策局長・経済産業省資源エネルギー庁長官通知。以下「マニュアル」という。）を策定したところです。

今般、本マニュアルの内容を補完し、市町村における低炭素まちづくりにかかる実践的な取り組みをさらに支援する観点から、ガイドラインの内容を各種施策及び二酸化炭素削減効果の算出手法の詳説を中心に再構成し、さらに「風の道」を活用したヒートアイランド対策等について掲載した「低炭素まちづくり実践ハンドブック」（以下「ハンドブック」という。）を策定しました。

本ハンドブックは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 の規定に基づき行う技術的な助言の性格を有するものであり、各地方公共団体におかれては、今後の都市行政における低炭素まちづくりを推進するに当たって、参考としてください。

都道府県におかれては、貴管内市区町村（指定都市を除く。）に対して、本ハンドブックを周知いただくようお願いします。

また本通知により、ガイドラインについては、平成 25 年 12 月 25 日をもって廃止します。